

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年3月12日

鳥取県知事 平井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度「蟹取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務委託

(2) 業務の目的

本件業務は、全国における「鳥取県＝カニ（蟹取県）」の認知度向上及び鳥取県への旅行需要を創出するため、「蟹取県ウェルカニキャンペーン」を展開しカニをはじめとする鳥取県の魅力を発信することで、観光誘客の促進を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

令和7年度「蟹取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務委託プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）の別添「仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

ア 全国的なメディア露出を目的としたPRイベント（都内）の実施

イ 認知度向上と観光誘客を促す企画の実施

ウ キャンペーンのパフレット等PRツール類の制作

エ キャンペーン特設WEBサイトの制作・運用

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 予算額

金16,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 法人格を有していること。

ウ 本件業務の企画提案書の提出日から遡って5年間の間に、国内大手企業（国内の証券取引所に株式を上場している企業）又は官公庁等から、当該業務と同様のキャンペーン企画・運営業務の受注実績を有すること。

エ 令和7年3月12日（水）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件公募型プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のア、イ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 構成員の1以上の者が、(1)のウの要件を満たしていること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件公募型プロポーザルにおいて参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

- (エ) 成立の時期及び解散の時期
- (オ) 構成員の住所及び名称
- (カ) 代表者の名称
- (キ) 代表者の権限
- (ク) 構成員の出資の割合
- (ケ) 運営委員会
- (コ) 構成員の責任
- (サ) 取引金融機関
- (シ) 決算
- (ス) 利益金の配当の割合
- (セ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (テ) 解散後の契約不適合責任
- (ト) 解散後の著作権
- (ナ) その他必要な事項

3 審査会の設置

- (1) 企画提案書を審査するため、「令和7年度「蟹取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務委託プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は5名で構成する。
- (3) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- (4) 参加申込者が多数(7者以上)の場合は、書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う提案者を決定する。

4 選定方法

プレゼンテーション実施後、「令和7年度「蟹取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、各審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法(各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法)による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議により順位を決定する。採点の結果、最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。

また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

5 評価方法

企画提案書の評価は、2の参加資格要件を満たしている者の中から、次の項目について評価する。

- (1) 企画内容(基本方針、PRイベント実施案、認知度向上と観光誘客を促す企画、各種制作物のデザイン案等)
- (2) 業務遂行体制
- (3) 類似業務の実績
- (4) 効果測定の方法

6 手続き等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課 魅力発信担当

電話 0857-26-7271 ファクシミリ 0857-26-8308

電子メール kankou@pref.tottori.lg.jp

(2) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類は、令和7年3月12日（水）から同年4月10日（木）までの間にインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/321689.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年3月12日（水）から同年4月10日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) の場所に同じ。

7 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

- (1) 本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル実施要領に示す参加申込書その他必要書類を6の(1)の場所に、令和7年3月26日（水）午後5時までに、電子メール又はファクシミリにより提出しなければならない。
- (2) 本件公募型プロポーザル参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、公募型プロポーザル実施要領に示す提出書類一式を持参又は郵便等の方法により提出すること。また併せて同提出書類一式をPDFファイルに変換し、DECO Driveにて提出すること。DECO Drive使用方法と送付先は別途通知するものとする。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

(2) 提出期限

令和7年4月10日（木）午後5時までとする。また、郵便等による場合も同日時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出場所

6の(1)の場所に同じ。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 令和7年4月17日（木） ※時間は別途通知する。

(2) 場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁 ※場所は別途通知する。

(3) 実施方法等

ア 同日、別途通知する開始時刻までに受付をすること。

イ プレゼンテーションは提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間設ける。

ウ 参加申込者が多数（7者以上）の場合には、書類審査にて選抜された者のみプレゼンテーションを実施する。

エ オンライン方式によるプレゼンテーションを希望する者は別途申し出ること。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 提案書の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 本件公募型プロポーザルへの参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 提出された書類は本件公募型プロポーザルへの参加者に無断でこの本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) その他

ア 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、本件公募型プロポーザルを中止し、その旨を参加申込者に通知する。

イ 詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。